

聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第19号

聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和52年聖籠町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第21条」に改める。

第2条第8号中「町長（以下「長」という。）の行う試験」を「職員を採用するための競争試験」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することという。

第2条に次の3号を加える。

（10） 上級 職員採用上級試験（大学卒業程度）をいう。

（11） 中級 職員採用中級試験（短大卒業程度）をいう。

（12） 初級 職員採用初級試験（高校卒業程度）をいう。

第5条第2項及び第3項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第10条第1項中「第22条第1項」を「第22条の2第1項」に改める。

第12条第2項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第13条第1項中「これを切り捨てた数」に4（新たに職員となった者が第34条第1項に規定する特定職員であるときは、3）を乗じて得た数を「、これを切り捨てた数」に別表第7の3に定める昇給号給数表のB欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数」に改め、同項第1号中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第18条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「勤務成績」の前に「昇格

させようとする日以前における直近の人事評価の全体評語が上位の段階であるときその他」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
- (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして長の定める要件
- (3) 昇格させようとする日以前3年間に於いて同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前3年間に於ける人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

ア 職員を昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価（長の定めるものに限る。以下この条（第23条第2項及び第25条第2項において準用する場合を含む。）において同じ。）の全体評語（確認者による確認が行われた全体評語をいう。以下同じ。）が上位又は中位の段階であること。

イ 職員を昇格させようとする日以前における能力評価及び業績評価の全体評語のうち、直近の連続した3回の能力評価及び業績評価の全体評語を総合的に勘案して発揮した能力の程度及び役割を果たした程度が通常のものを超えるものとして長の定める要件（行政職給料表の3級又は2級に昇格させる場合その他の長の定める場合にあつては、当該通常のものを超えるものに準ずるものとして長の定める要件を含む。）

ウ 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処

分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

- 3 職員が派遣されていたこと等の事情により前項第3号に規定する全体評語の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前3年内において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前2年内における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、長の定めるところにより、職員を昇格させることができる。

第21条第4項中「昇格させた場合におけるその者の号給」を「昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」に、「長の定める号給とする」を「長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第22条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項中「決定することができる。」の次に「この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。」を加え、第5章中同条を第22条の2とする。

第21条の次に次の1条を加える。

（降格）

第22条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級よ

り下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第23条第1項中「降格させ」の前に「当該職務に応じて」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 第18条第4項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

第24条第3項中「第22条」を「第22条の2」に改める。

第25条第2項中「第23条第2項」を「第18条第4項」に改める。

第31条の見出し中「昇給日」の次に「及び評価終了日」を加え、同条中「規則で定める日」の前に「規定により昇給を行う同項の」を、「(以下「昇給日」という。)」の次に「とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、昇給日前1年間における3月31日(以下「評価終了日」という。)」を加える。

第32条を次のように改める。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第32条 条例第4条第4項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他長が定める事由とする。

第34条及び第35条を次のように改める。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第34条 評価終了日以前における直近の能力評価及び業績評価の全体評語(以下この条において「昇給評語」という。)がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 昇給評語が上位又は中位の段階である職員（当該昇給評語がいずれも中位の段階である職員及び一の業績評価の全体評語が上位の段階（最上位の段階を除く。）であり、かつ、他の昇給評語が中位の段階である職員にあつては、長の定める者に限る。）のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
 - ア 勤務成績が極めて良好である職員 S
 - イ 勤務成績が特に良好である職員 A
 - (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 B
 - (3) 昇給評語のいずれかが下位の段階である職員、評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員及び第34条に規定する事由に該当した職員並びに条例第4条第4項後段の適用を受けることとなった職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
 - ア 勤務成績がやや良好でない職員 C
 - イ 勤務成績が良好でない職員 D
- 2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、長の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあつてはBの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあつてはB又はCの昇給区分に決定することができる。
- 3 職員が派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、長の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。
- 4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 長の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）

の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員
(第1項第3号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) C

(2) 長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 D

5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(S及びAの昇給区分を除く。)に決定することができる。

6 各任命権者において、前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるS又はAの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の長の定める場合を除き、長の定める割合におおむね合致していなければならない。

7 条例第4条第4項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7の3に定める昇給号給数表(次項において「昇給号給数表」という。)に定める号給数とする。

8 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して昇給号給数表のB欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすることが不適當であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

9 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第21条第3項、第24条第2項(第26条において準用する場合を含む。)若しくは第40条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、長の定める数)に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、こ

れを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(長の定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で長の定める号給数)とする。

10 前3項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

11 第7項から第9項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第23条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第7項から第9項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

12 一の昇給日において第1項又は第3項の規定により昇給区分をS又はAに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の職員の定員、第6項の長の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに長の定める号給数を超えてはならない。

第35条 削除

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 降号

第39条の2 聖籠町職員の降給に関する条例(平成28年聖籠町条例第2号)第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

第41条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に、「(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日」を「、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日」に改める。

第43条及び第44条を次のように改める。

第43条及び第44条 削除

別表第2のアの表中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

別表第3中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第6のアの表中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

別表第7のイの表87の項第5欄中「38」を「37」に改める。

別表第7のイの表93及び94の項第5欄中「39」を「38」に改める。

別表第7のイの表99の項第5の欄、100の項第5欄及び101の項第5欄中「40」を「39」に改める。

別表第7の2を次のように改める。

別表第7の2 降格時号給対応表（第22条の2関係）

ア 行政職給料表（1）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	33	17	17	9	9
2	33	18	18	10	10
3	33	19	19	11	11
4	34	20	20	12	12
5	35	21	21	13	13
6	36	22	22	14	14
7	37	23	23	15	15
8	39	24	24	16	16
9	40	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28

2 1	5 3	3 7	3 7	2 9	2 9
2 2	5 4	3 8	3 8	3 0	3 0
2 3	5 5	3 9	3 9	3 1	3 1
2 4	5 6	4 0	4 0	3 2	3 2
2 5	5 8	4 1	4 1	3 3	3 3
2 6	6 0	4 2	4 2	3 4	3 4
2 7	6 2	4 3	4 3	3 5	3 5
2 8	6 4	4 4	4 4	3 6	3 6
2 9	6 6	4 5	4 5	3 7	3 7
3 0	6 8	4 6	4 6	3 8	3 8
3 1	7 0	4 7	4 7	3 9	3 9
3 2	7 2	4 8	4 8	4 0	4 0
3 3	7 4	4 9	4 9	4 1	4 1
3 4	7 6	5 0	5 0	4 2	4 2
3 5	7 8	5 1	5 1	4 3	4 3
3 6	8 0	5 2	5 2	4 4	4 4
3 7	8 1	5 3	5 3	4 5	4 5
3 8	8 2	5 4	5 4	4 6	4 6
3 9	8 3	5 5	5 5	4 7	4 7
4 0	8 4	5 6	5 6	4 8	4 8
4 1	8 6	5 8	5 7	4 9	5 0
4 2	8 8	6 0	5 8	5 0	5 2
4 3	9 0	6 2	5 9	5 1	5 4
4 4	9 2	6 4	6 0	5 2	5 6
4 5	9 3	6 6	6 3	5 3	5 8
4 6	9 3	6 8	6 6	5 4	6 0
4 7	9 3	7 0	6 9	5 5	6 2
4 8	9 3	7 2	7 2	5 6	6 4
4 9	9 3	7 6	7 5	5 7	6 6
5 0	9 3	8 0	7 8	5 8	7 6
5 1	9 3	8 4	8 1	5 9	8 8
5 2	9 3	8 8	8 4	6 0	9 2
5 3	9 3	9 3	8 8	6 1	9 3
5 4	9 3	9 8	9 2	6 2	9 3
5 5	9 3	1 0 3	9 7	6 3	9 3
5 6	9 3	1 0 9	1 0 2	6 4	9 3
5 7	9 3	1 1 5	1 0 7	6 5	9 3

5 8	9 3	1 2 1	1 1 2	6 6	9 3
5 9	9 3	1 2 5	1 1 3	6 7	9 3
6 0	9 3	1 2 5	1 1 3	6 8	9 3
6 1	9 3	1 2 5	1 1 3	6 9	9 3
6 2	9 3	1 2 5	1 1 3	7 0	9 3
6 3	9 3	1 2 5	1 1 3	7 1	9 3
6 4	9 3	1 2 5	1 1 3	7 2	9 3
6 5	9 3	1 2 5	1 1 3	7 3	9 3
6 6	9 3	1 2 5	1 1 3	7 4	9 3
6 7	9 3	1 2 5	1 1 3	7 5	9 3
6 8	9 3	1 2 5	1 1 3	8 0	9 3
6 9	9 3	1 2 5	1 1 3	8 5	9 3
7 0	9 3	1 2 5	1 1 3	8 8	9 3
7 1	9 3	1 2 5	1 1 3	8 9	9 3
7 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 0	9 3
7 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 1	9 3
7 4	9 3	1 2 5	1 1 3	9 2	9 3
7 5	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
7 6	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
7 7	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
7 8	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
7 9	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
8 0	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
8 1	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
8 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
8 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
8 4	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
8 5	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3
8 6	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	
8 7	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	
8 8	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	
8 9	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	
9 0	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	
9 1	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	
9 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	
9 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	
9 4	9 3	1 2 5			

95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

イ 行政職給料表（2）降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18

3	3 9	1 1	3 1	1 9
4	4 0	1 2	3 2	2 0
5	4 1	1 3	3 3	2 1
6	4 2	1 4	3 4	2 2
7	4 3	1 5	3 5	2 3
8	4 4	1 6	3 6	2 4
9	4 5	1 7	3 7	2 5
1 0	4 6	1 8	3 8	2 6
1 1	4 7	1 9	3 9	2 7
1 2	4 8	2 0	4 0	2 8
1 3	4 9	2 1	4 1	3 0
1 4	5 0	2 2	4 2	3 2
1 5	5 1	2 3	4 3	3 4
1 6	5 2	2 4	4 4	3 6
1 7	5 3	2 5	4 5	3 8
1 8	5 4	2 6	4 6	4 0
1 9	5 5	2 7	4 7	4 2
2 0	5 6	2 8	4 8	4 4
2 1	5 7	2 9	4 9	4 5
2 2	5 8	3 0	5 0	4 6
2 3	5 9	3 1	5 1	4 7
2 4	6 0	3 2	5 2	4 8
2 5	6 1	3 3	5 3	5 0
2 6	6 2	3 4	5 4	5 2
2 7	6 3	3 5	5 5	5 4
2 8	6 4	3 6	5 6	5 6
2 9	6 5	3 7	5 7	5 9
3 0	6 6	3 8	5 8	6 2
3 1	6 7	3 9	5 9	6 5
3 2	6 8	4 0	6 0	6 8
3 3	6 9	4 2	6 1	7 1
3 4	7 0	4 4	6 2	7 4
3 5	7 1	4 6	6 3	7 7
3 6	7 2	4 8	6 4	8 0
3 7	7 3	4 9	6 5	8 7
3 8	7 4	5 0	6 6	9 4
3 9	7 5	5 1	6 7	1 0 1

4 0	7 6	5 2	6 8	1 0 1
4 1	7 7	5 3	6 9	1 0 1
4 2	7 8	5 4	7 0	1 0 1
4 3	7 9	5 5	7 1	1 0 1
4 4	8 0	5 6	7 2	1 0 1
4 5	8 2	5 7	7 3	1 0 1
4 6	8 4	5 8	7 4	1 0 1
4 7	8 6	5 9	7 5	1 0 1
4 8	8 8	6 0	7 6	1 0 1
4 9	9 0	6 2	7 7	1 0 1
5 0	9 2	6 4	7 8	1 0 1
5 1	9 4	6 6	7 9	1 0 1
5 2	9 6	6 8	8 0	1 0 1
5 3	9 8	7 0	8 1	1 0 1
5 4	1 0 0	7 2	8 2	1 0 1
5 5	1 0 2	7 4	8 3	1 0 1
5 6	1 0 4	7 6	8 4	1 0 1
5 7	1 0 7	7 8	8 5	1 0 1
5 8	1 1 0	8 0	8 6	1 0 1
5 9	1 1 3	8 2	8 7	1 0 1
6 0	1 1 6	8 4	8 8	1 0 1
6 1	1 1 8	8 8	9 0	1 0 1
6 2	1 2 0	9 2	9 2	1 0 1
6 3	1 2 1	9 6	9 4	1 0 1
6 4	1 2 1	1 0 0	9 6	1 0 1
6 5	1 2 1	1 0 4	9 8	1 0 1
6 6	1 2 1	1 0 8	1 0 0	1 0 1
6 7	1 2 1	1 1 2	1 0 2	1 0 1
6 8	1 2 1	1 1 6	1 0 4	1 0 1
6 9	1 2 1	1 2 3	1 0 5	1 0 1
7 0	1 2 1	1 3 0	1 0 6	
7 1	1 2 1	1 3 7	1 0 7	
7 2	1 2 1	1 3 7	1 0 8	
7 3	1 2 1	1 3 7	1 1 0	
7 4	1 2 1	1 3 7	1 1 2	
7 5	1 2 1	1 3 7	1 1 4	
7 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3	

7 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
7 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
7 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 2	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 3	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 4	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 5	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
8 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 2	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 3	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 4	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 5	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
9 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
1 0 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
1 0 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
1 0 2	1 2 1	1 3 7		
1 0 3	1 2 1	1 3 7		
1 0 4	1 2 1	1 3 7		
1 0 5	1 2 1	1 3 7		
1 0 6	1 2 1	1 3 7		
1 0 7	1 2 1	1 3 7		
1 0 8	1 2 1	1 3 7		
1 0 9	1 2 1	1 3 7		
1 1 0	1 2 1	1 3 7		
1 1 1	1 2 1	1 3 7		
1 1 2	1 2 1	1 3 7		
1 1 3	1 2 1	1 3 7		

1 1 4	1 2 1	1 3 7		
1 1 5	1 2 1	1 3 7		
1 1 6	1 2 1	1 3 7		
1 1 7	1 2 1	1 3 7		
1 1 8	1 2 1	1 3 7		
1 1 9	1 2 1	1 3 7		
1 2 0	1 2 1	1 3 7		
1 2 1	1 2 1	1 3 7		
1 2 2	1 2 1	1 3 7		
1 2 3	1 2 1	1 3 7		
1 2 4	1 2 1	1 3 7		
1 2 5	1 2 1	1 3 7		
1 2 6	1 2 1	1 3 7		
1 2 7	1 2 1	1 3 7		
1 2 8	1 2 1	1 3 7		
1 2 9	1 2 1	1 3 7		
1 3 0	1 2 1	1 3 7		
1 3 1	1 2 1	1 3 7		
1 3 2	1 2 1	1 3 7		
1 3 3	1 2 1	1 3 7		
1 3 4	1 2 1			
1 3 5	1 2 1			
1 3 6	1 2 1			
1 3 7	1 2 1			

ウ 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	2 1	1 7	2 5	4 5
2	2 2	1 8	2 6	4 6
3	2 3	1 9	2 7	4 7
4	2 4	2 0	2 8	4 8
5	2 5	2 1	2 9	4 9
6	2 6	2 2	3 0	5 0
7	2 7	2 3	3 1	5 1
8	2 8	2 4	3 2	5 2
9	2 9	2 5	3 3	5 4

1 0	3 0	2 6	3 4	5 6
1 1	3 1	2 7	3 5	5 8
1 2	3 2	2 8	3 6	6 0
1 3	3 3	2 9	3 7	6 2
1 4	3 4	3 0	3 8	6 4
1 5	3 5	3 1	3 9	6 5
1 6	3 6	3 2	4 0	6 5
1 7	3 7	3 3	4 1	6 5
1 8	3 8	3 4	4 2	6 5
1 9	3 9	3 5	4 3	6 5
2 0	4 0	3 6	4 4	6 5
2 1	4 1	3 7	4 5	6 5
2 2	4 2	3 8	4 6	
2 3	4 3	3 9	4 7	
2 4	4 4	4 0	4 8	
2 5	4 5	4 1	4 9	
2 6	4 6	4 2	5 0	
2 7	4 7	4 3	5 1	
2 8	5 0	4 4	5 2	
2 9	5 3	4 5	5 3	
3 0	5 6	4 6	5 4	
3 1	5 9	4 7	5 5	
3 2	6 2	4 8	5 6	
3 3	6 5	4 9	5 7	
3 4	6 5	5 0	5 8	
3 5	6 5	5 1	5 9	
3 6	6 5	5 2	6 0	
3 7	6 5	5 4	6 2	
3 8	6 5	5 6	6 4	
3 9	6 5	5 8	6 6	
4 0	6 5	6 0	6 8	
4 1	6 5	6 2	7 0	
4 2	6 5	6 4	7 4	
4 3	6 5	6 6	7 8	
4 4	6 5	6 8	8 2	
4 5	6 5	7 1	8 6	
4 6	6 5	7 4	8 8	

4 7	6 5	7 7	8 9	
4 8	6 5	8 2	8 9	
4 9	6 5	8 7	8 9	
5 0	6 5	9 2	8 9	
5 1	6 5	9 7	8 9	
5 2	6 5	9 7	8 9	
5 3	6 5	9 7	8 9	
5 4	6 5	9 7	8 9	
5 5	6 5	9 7	8 9	
5 6	6 5	9 7	8 9	
5 7	6 5	9 7	8 9	
5 8	6 5	9 7	8 9	
5 9	6 5	9 7	8 9	
6 0	6 5	9 7	8 9	
6 1	6 5	9 7	8 9	
6 2	6 5	9 7	8 9	
6 3	6 5	9 7	8 9	
6 4	6 5	9 7	8 9	
6 5	6 5	9 7	8 9	
6 6	6 5	9 7		
6 7	6 5	9 7		
6 8	6 5	9 7		
6 9	6 5	9 7		
7 0	6 5	9 7		
7 1	6 5	9 7		
7 2	6 5	9 7		
7 3	6 5	9 7		
7 4	6 5	9 7		
7 5	6 5	9 7		
7 6	6 5	9 7		
7 7	6 5	9 7		
7 8	6 5	9 7		
7 9	6 5	9 7		
8 0	6 5	9 7		
8 1	6 5	9 7		
8 2	6 5	9 7		
8 3	6 5	9 7		

8 4	6 5	9 7		
8 5	6 5	9 7		
8 6	6 5	9 7		
8 7	6 5	9 7		
8 8	6 5	9 7		
8 9	6 5	9 7		
9 0	6 5			
9 1	6 5			
9 2	6 5			
9 3	6 5			
9 4	6 5			
9 5	6 5			
9 6	6 5			
9 7	6 5			

別表第 7 の 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 7 の 3 昇給号給数表（第 3 4 条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	6（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの又は第 3 3 条に掲げる職員にあつては、5）	5（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの又は第 3 3 条に掲げる職員にあつては、4）	4（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの又は第 3 3 条に掲げる職員にあつては、3）	2（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの又は第 3 3 条に掲げる職員にあつては、1）	0
	4	3	2	1	0

備考

この表に定める上段の号給数は条例第 4 条第 6 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日までににおける昇格に関する経過措置)

- 2 職員の昇格については、施行の日から起算して3年間は、この条例による改正後の聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)第18条第2項第3号イの規定は、適用しない。

(平成29年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)

- 3 平成29年1月1日に行われる聖籠町職員の給与に関する条例(昭和36年聖籠町条例第13号)第4条第4項の規定による昇給については、改正後の規則第31条中「日は、昇給日前1年間における3月31日(以下「評価終了日」という。)」とあるのは、「期間は、平成28年1月1日から同年3月31日までの期間」とする。

- 4 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正前の聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則第34条第2項中「第32条に規定する」とあるのは「聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成28年聖籠町規則第19号)附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされた」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成28年1月1日から同年3月31日までの期間」と、「昇給日の前日」とあるのは「平成28年3月31日」とする。

(雑則)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、長が定める。